

令和3年10月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和3年10月総会議事録

1 日 時 令和3年10月15日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件 議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農地転用の事業計画の変更について (1件)
- 第4号 農業振興地域整備計画の変更について（重要変更 除外6件・編入9件）
- 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(農地中間管理事業に係る利用権7件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (3件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(24件・農地中間管理事業に係る合意解約2件)
- 3 その他
 - ・次回総会 11月12日（金） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 11月 4日（木） 予定

4 出席委員（15人：議席順）

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 | 4番 林 一志 |
| 5番 深水 一男 | 7番 高林 司 | 8番 名和田 栄治 |
| 9番 大田 裕美 | 10番 大汐 光晴 | 12番 林 弘幸 |
| 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 |
| 17番 山近 洋祐 | 18番 松田 昭洋（会長職務代理者） | |
| 19番 大野 耕作（会長） | | |

5 欠席委員（4人）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 6番 河野 八千代 | 11番 岡島 史真 |
| 13番 岡本 勇二 | | |

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 長谷川 浩司

書 記 坂倉 幸三

7 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和3年10月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案5件、報告事項2件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続きまして、9月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和3年10月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は15名、欠席委員は4名でございます。1名の方は諸事情により遅れて来られます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 14番、木村正雄委員、15番、中野晴人委員、よろしくお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和3年10月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字三隅中字清水、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,323㎡。ほか1筆、合計2,450㎡。 譲受人は、三隅中▲▲▲▲番地、●●●●さん。 譲渡人は、三隅下▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、農業後継者もないことから、現在耕作をし

てもらっている譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び3 ページから4 ページをご覧ください。JR山陰本線長門三隅駅から北西及び北へ483mから1.1kmに位置する農地です。

また5 ページから6 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000㎡以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当は私でございますので、説明いたします。

去る10月7日の日に、三隅の松田推進委員さん、事務局と現地確認を行いました。

ただ今、事務局から説明がありましたけれども、譲受人の●●さんは、専業農家として、その地区の農業をリードされている方でございます。

また、譲渡人の●●さんは、三隅の町内で、医院を開業されて経営をされている方でございます。

後継者がいないという話がありましたけれども、子供さんはピアニストとして世界をまたにかけて活躍をされておられます。

余談ですが、ラポールゆやでも2回程、コンサートを開かれております。

譲受人の●●さんの一部に田んぼがございますので、何の問題もないことと思いますが、各委員さんの慎重審議の程、よろしくお願いいたします。

事務局並びに私、担当委員の説明は以上でございます。

本件について、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、2 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 2。

土地の所在、大字三隅上字後ヶ浴、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 12 m²。ほか 7 筆、合計 35,091 m²。

譲受人は、三隅下▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、三隅上▲▲▲▲▲番地▲、有限会社●●●●●●●●●●。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、元々自身が所有しており、法人の構成員として耕作をしている農地であるため、譲渡人からの申し出を受けることとしたもの。譲渡人は、法人の財務状況の改善のため、元々の所有者である譲受人に農地を譲り渡すもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 7 ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から東へ約 7.8 k m に位置する農地です。

また、8 ページから 11 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 2 番、藤川委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

2 番

三隅の藤川です。

10 月 7 日、事務局、会長さん、私と西村推進委員さんと、現地確認を行いました。

譲受人の●●●●さんは、この牧場の創設者ですので、一生懸命やられると思います。

7 日の日も機械に乗って作業をしておられました。

別に問題はないと思われます。皆さんの慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年10月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字油谷河原字堂手、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は349㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、油谷河原▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、油谷河原▲▲▲▲番地、●●●●●さんです。

転用の目的は、自己用住宅の建設です。理由としまして、譲受人は、申請地は幹線道路から少し外れた閑静な地域であり、居住して生活を営むのに適している。また、周囲も譲受人の家族の土地であり、他人の土地を通らずに市道に出ることができる。譲渡人は譲受人の祖母であり、結婚を機に実家の隣に祖母から申請地を譲り受け、家族で居住する自己用住宅を建築するもの。譲渡人は、人手不足で当該申請地を維持管理することが困難な状況にあるため、譲受人の希望どおり無償譲渡することとしたものです。

なお、この案件につきましては、当該申請地に隣接した▲▲▲▲番▲の一部190㎡が、議案第4号の農業振興地域整備計画の変更で、進入路新設のため、農用地から除外ということで同時に申請書が提出されています。

申請者に確認したところ、住宅の建築工事の着工については、▲▲▲▲番▲の一部が農用地から除外後、自宅及び農地への進入路としての転用申請を行い、その許可を待って、早くとも12月下旬の着工となる見込みとことです。工事の着手予定から、転用申請については、農振農用地からの除外後、今回の転用申請と併せて行ってはどうかとの提案もいたしました。申請者の意向により分割しての申請となったところです。

また、今回の転用面積は349㎡ですが、仮に進入路として農振農用地除外後の転用予定面積190㎡を足すと、539㎡となり、概ね500㎡の自己用住宅の基準は満たしていると考えます。建ぺい率も、29.5%で問題はありません。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び12ページをご覧ください。長門市役所油谷支所から西南西へ約1.6kmに位置する農地です。

また、13ページには公図、14ページには土地利用計画図、15ページから16ページには平面図及び立面図をそれぞれ添付しております。

ここで「農地法審査基準」4ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、農地法施行令第5条第1号に規定される、第1種農地に該当するものと考えられますが、本案件は、許可方針(3)のエ、農地法施行規則第33条第4号が規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される

もの」に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の住宅ローン申し込み結果通知の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜桝から道路側溝に放流し、汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の18番、松田委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

18番

18番の松田でございます。

10月7日に、大野会長並びに事務局の方々と現地調査に参りました。

ただ今、事務局より説明がありましたように、譲受人の●●●●さんは、譲渡人の●●●●●●さんの孫になっております。

●●●●●●さんの娘さんが、その位置図であります隣の実家でありまして、●●●●さんの奥さんでございまして、その息子さんが●●●●さん、こういうことになります。

そういうことで、●●●●●●さんからも、いろいろ、中間管理機構を通して、他のほ場も、今、借受人も物色中で中々決まらないんですが、その中の一部でございまして、今回、このような状況であれば非常に好ましいことだというふうに思います。

周囲に関する悪影響も一切心配するものではございませんので、慎重審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

引き続いて、議案第 3 号、農地転用の事業計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

長谷川事
務局長補
佐

3 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農地転用の事業計画の変更について、農地法施行細則第 6 条の規定により、下記事業計画変更承認の申請があったので意見を求める。

令和 3 年 10 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和元年 7 月 12 日の総会でお諮りした 5 条転用の県知事許可案件で、令和元年 10 月 3 日付けで許可されております。

土地の所在、大字三隅下字殿村北新開、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,905 m²。ほか 24 筆、合計 36,890 m²。

申請人は、長門市長、江原達也。

変更の区分は、期間の延長となります。当初計画の「許可後から 2 箇年まで」を変更し、「変更承認後から承認後 2 箇年まで」とするものです。

変更の理由として、工場用地造成工事の用土について他工事の残土を活用することとしているが、残土の確保までの期間が当初の想定よりも遅れたため、現在の進捗率は 50.4%となっています。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 17 ページをご覧ください。

また 18 ページには土地利用計画図を、19 ページには工区が分かり易いように航空写を添付しております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 9 番、大田委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

9 番

9 番、大田です。

事務局の説明通りで、補足説明はございません。

皆さんの慎重審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

今回、農林水産課より農業振興地域の変更に関する案件 15 件について意見を求められているところです。

内容につきましては、重要変更、除外が 6 件、編入が、9 件となっています。

4 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 3 年 10 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

はじめに、農振農用地区域からの除外案件について説明いたします。

この案件については、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているもので、今回の計画の変更に当たっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件をすべて満たす必要があります。

では、番号 1。

土地の所在、大字三隅下字杉ノ本、地番▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積、除外面積ともに 1,506 ㎡。

申請者は、長門市東深川▲▲▲▲番地▲、●●●●●株式会社。

除外の理由は、申請地は住宅需要が見込まれることから、通学、買い物

等居住環境に恵まれた候補地を選定し、建売住宅を5棟建築するものです。

別冊、「議案位置図等添付資料」2ページ及び20ページをご覧ください。
申請地はJR山陰本線長門三隅駅から西へ約160mに位置する農地です。21ページには公図を22ページから23ページには土地利用計画図を、24ページから33ページにはそれぞれ5棟の平面図と立面図を添付しています。

「農地法審査基準」16ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件について説明します。

1号については、建売住宅5棟の建築で具体的な土地利用計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には該当していない。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

なお、中山間直接支払制度については対象外農地であることが確認され問題はありますが、多面的機能支払制度については、対象農地となっているため、対象農地から除外予定としています。

また、この計画変更が、農業振興地域整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造改善施策の推進を阻害するものではないと考えられるため、一部変更による農用地からの除外はやむを得ないと思われます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

補足説明、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

続きまして、2 番をお願いします。

事務局長
補佐

番号 2。

土地の所在、大字西深川字北田、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積が 609 m²、除外面積は 109 m²。

申請者は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●さん。

除外の理由は、所有者である申請者は高齢のため、耕作することが困難で耕作をしていない。この度、自己用住宅用地として購入したいとの申し出があり、建築予定地の一部が農振農用地であったため、申請に至ったもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」2 ページ及び 34 ページをご覧ください。J R 美祢線板持駅から北北西へ約 595m に位置する農地です。

また、35 ページから 36 ページには公図を、37 ページには土地利用計画図を、38 ページには平面図を添付しております。

「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明します。

1 号については、自己用住宅としての土地利用計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には該当していない。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たすとともに、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象外農地であることが確認されていることから問題なしと認められます。

また、この計画変更が、農業振興地域整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造改善施策の推進を阻害するものではないと考えられるため、一部変更による農用地からの除外はやむを得ないと思われま。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番 担当の高林です。

去る10月7日に、会長、事務局、私、推進委員の上野さんとで現地に行き、確認をしました。

現地は、●●公会堂の裏の住宅地の側です。

以前は、この土地は果樹を植えておられましたが、現在は自家用住宅ということで、別に問題はないと思いますので、皆さん方のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長 本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

続きまして、3番をお願いします。

事務局長
補佐

番号3。

土地の所在、大字俵山字椎ノ木、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台

帳面積 1,406 m²のうち除外面積 2.25 m²です。

申請者は、東京都世田谷区玉川▲丁目▲▲番▲号、●●●●●●●株式会社。

除外の理由は、携帯電話の通信サービスエリアの拡大と安定したサービス提供のため、申請地に携帯電話用無線基地局を設置するものです。

別冊、「議案位置図等添付資料」2 ページ及び 39 ページをご覧ください。申請地は、長門市役所俵山出張所から北西へ約 3.9 km に位置する農地です。40 ページには公図を、41 ページから 42 ページにはそれぞれ平面図、立面図を添付しています。

「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明します。

1 号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5 号については、土地改良事業等に該当する農地であるが、ほ場整備事業完了後、8 年を経過しています。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たすとともに、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象外農地であることが確認されていることから問題なしと認められます。

次に、除外後の農地転用については、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置ということで、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により、公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用され、許可権者である長門市農業委員会への届出となります。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

1号については、新店舗及び駐車場の具体的な土地利用計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には該当していない。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

なお、中山間直接支払制度については対象外農地であることが確認され問題はありますが、多面的機能支払制度については、対象農地となっているため、対象農地から除外予定としています。

また、この計画変更が、農業振興地域整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造改善施策の推進を阻害するものではないと考えられるため、一部変更による農用地からの除外はやむを得ないと思われます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

12番

去る10月7日、会長、先野推進委員、事務局等で現地を確認いたしました。

申請地につきましては、長門市役所日置支所に隣接した農地で、現在は耕作はされておられません。

ほ場の状況等につきましては、今、事務局から説明でありました通り、位置図を見てもらったらわかりますように、周囲を国道、県道、公用地に囲まれた状況で、周囲の農地への影響はないものと思われます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

事務局長
補佐

番号 6。

この案件は、先ほど説明いたしました、議案第 2 号番号 1 に関連した案件となります。

土地の所在、大字油谷河原字堂手、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積が 569 m²、除外面積は 190 m²。

申請者は、油谷河原▲▲▲▲番地、●●●●●さん。

除外の理由は、隣接地に自己用住宅が建築される予定があるが、進入路がないため、市道へ接続する進入路を新設するものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」2 ページ及び 49 ページをご覧ください。長門市役所油谷支所から西南西へ約 1.6 k m に位置する農地です。

また、50 ページには公図を 51 ページには土地利用計画図を添付しております。

「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明します。

1 号については、自己用住宅の進入路としての土地利用計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5 号については、土地改良事業等には該当していない。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たすとともに、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象外農地であることが確認されていることから問題なしと認められます。

また、この計画変更が、農業振興地域整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造改善施策の推進を阻害するものではないと考えられるため、一部変更による農用地からの除外はやむを得ないと思われれます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長	本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。
18 番	18 番、松田でございます。 先ほど事務局から説明がありましたように、議案第 2 号の 1 に関わる ところの事項でございます。 先ほど説明しましたような状況でございますので、私から補足すること はございません。 よろしくご審議の程、お願いいたします。
議 長	本件について、質問、ご意見はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除 外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域 から除外することに同意すると決定をいたします。 続きまして、農振農用地への編入について説明をお願いします。
事務局長 補佐	5 ページをご覧ください。 重要変更、編入の番号 1 から番号 9 につきましては、農振農用地区域へ の編入となります。 今年度から第 5 期中山間直接支払制度に取り組むにあたり、申請地が農 業振興地域の農用地区域外にあることから、今回新たに農用地区域へ編入 を行うため、担当課より長門市農業委員会の意見を求められているもので す。 番号 1 です。 土地の所在、大字仙崎字西縄手、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台 帳面積、編入面積ともに 872 m²。 番号 2 から番号 9 まで、ほか 8 筆、合計 11,438 m²となります。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」2 ページ及び 52 ページ から 55 ページをご覧ください。

令和3年10月7日に会長、各地区農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局とで現地を確認し、適正に維持管理されていることから農用地区域へ編入することについては、何ら問題はないと思われます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地 9 筆を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地に編入することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域に編入することに同意すると決定をいたします。

引き続き、議案 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 3 年 10 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

11 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

6 ページをご覧ください。

まず、従来からの利用権設定ですが、今月はございません。

次に、農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 3 筆の 2,934 m²。長門地区が、1 件 4 筆の 2,592 m²。日置地区が、1 件 7 筆の 9,229 m²。油谷地区が、3 件 7 筆の 18,831 m²。計が、6 件 21 筆の 33,586 m²。

使用貸借が、三隅地区が、1 件 1 筆の 1,974 m²のみ。

合計しますと、三隅地区が、2 件 4 筆の 4,908 m²。長門地区が、1 件 4 筆の 2,592 m²。日置地区が、1 件 7 筆の 9,229 m²。油谷地区が、3 件 7 筆の 18,831 m²。

全体で、7 件 22 筆の 35,560 m²となります。

詳細につきましては、7 ページから 8 ページをご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

(補足説明、意見なし)

議 長 議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の 1 の説明を、お願いいたします。

事務局長 では、説明に入ります。9 ページをご覧ください。

報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明です。

番号 1。

現地については、平成 7 年頃家屋が建築され、現況課税地目が雑種地及び宅地となっていることから、令和 3 年 10 月 7 日付けにて、大野会長、大田委員、松永推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をしております。

番号 2。

現地については、樹木や雑木が生い茂っており山林の一部としての様相を呈していることから、令和3年10月7日付けにて、大野会長、河野委員、藤井推進委員、事務局とで現地を確認し、山林として非農地証明をしています。

番号3。

現地については、宅地の一部として判断できることから、令和3年9月7日付けにて、大野会長、中野委員、藤井推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をしています。

土地現況証明報告は、以上となります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項の2の説明をお願いいたします。

事務局長 では、説明に入ります。10ページをご覧ください。

報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

番号1。

令和3年9月28日に合意解約をしています。

ほか23件の合意解約です。

次に、14ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約です。

番号1。

令和3年9月17日に合意解約をしています。

ほか1件の合意解約です。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 以上で、報告事項、その他について終わります。

続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

11月の定例総会ですが、11月12日、金曜日、午前9時30分から、市役所4階会議室2で開催いたします。

なお、現地調査につきましては11月4日、木曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

次に、この後、山口県農業会議による、農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会を開催いたします。会場の準備がありますので、12分後の10時50分から行いますので、時間になりましたらお集まりください。

事務連絡については、以上となります。

議 長

大変急ぎ足で申し訳ございませんでしたが、以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

ご苦勞様ございました。

ありがとうございました。

終了時間 午前10時35分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和3年10月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 木 村 正 雄

議事録署名委員 中 野 晴 人